

国民健康保険からのお知らせ

町民生活課
国保年金係
☎(62) 2 1 1 4

国民健康保険税は納期内に納入してください

国民健康保険税(国保税)の納付書を7月に発送しました。第1期のお支払いはもうお済みでしょうか。国保税は、国保制度を支える大切な財源ですので、忘れずに納めましょう。

年度の途中で加入・脱退した場合の国保税

年度の途中で被保険者の異動があった場合、月割りで計算します。月の途中で加入した場合はその月から課税となり、脱退した場合はその月の前月分まで課税となります。

国保税には負担軽減措置があります

倒産や解雇、雇い止めなどで離職した人には、前年の給与所得を100分の30の額とみなして国保税を計算する軽減措置があります。軽減を受けるには申請が必要です。

■軽減対象期間
離職日の翌日から翌年度末まで(国保の資格を喪失した場合はその時点まで)

■対象者
雇用保険法の特定受給資格者と特定理由離職者
※雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11・12・21・22・23・31・32・33・34」で、離職日に65歳未満の人

- 申請に必要なもの
- ①雇用保険受給資格者証
 - ②国民健康保険被保険者証
 - ③マイナンバーがわかるもの

新しい高齢受給者証をお送りしました

70歳から74歳までの人に交付されている高齢受給者証は、前年の所得によって負担割合(2割または3割)を判定し、毎年8月1日に更新されます。

対象者には、7月下旬に世帯主宛てに郵送しました。不在でもポストに配達されますので、

新しい受給者証がお手元に届いているかご確認ください。ご家族に郵便物の確認をしても見当たらない場合は、町民生活課にお問い合わせください。



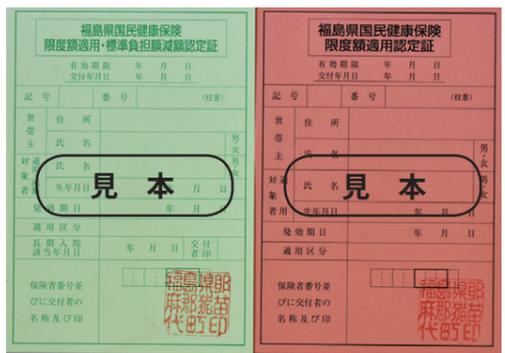
8月は限度額適用認定証の更新月です

入院や外来での医療費が高額になりそうなのは、「限度額適用認定証」または「限度額適用標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費の窓口負担が限度額【表1・2】までになります。

認定証が必要な場合は、事前に国保年金係の窓口で申請し、交付を受けてください。前年の

限度額証・標準負担額減額証

所得に応じて負担区分を再判定します。また、マイナ保険証で受診することで、認定証の交付申請を行わずに限度額を超える支払いが免除されます。役場での事前申請が不要になりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください(オンライン資格確認に対応していない医療機関では、現行の保険証と認定証が必要です)。



【表1】70歳未満の人

所得区分	1カ月の自己負担限度額		入院時の1食の食事負担
	3回目まで	4回目以降	
ア：年間所得 901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	490円
イ：年間所得 600万円超～901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	490円
ウ：年間所得 210万円超～600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	490円
エ：年間所得 210万円以下	57,600円	44,400円	490円
オ：住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	230円(※)

【表2】70歳以上(高齢受給者)の人

所得区分			1カ月の自己負担限度額			入院時の1食の食事負担
			外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降	
現役並み 所得者	Ⅲ	課税所得額 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	490円	
	Ⅱ	380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	490円	
	Ⅰ	145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	490円	
一般			18,000円 (年間限度額 144,000円)	57,600円	44,400円	490円
低所得者 (住民税非課税)		低Ⅱ	8,000円	24,600円	—	230円(※)
		低Ⅰ		15,000円	—	110円

(※) 過去12カ月間で入院日数が90日を超えると180円になります。詳しくは、国保年金係にお問い合わせください。
 ・4回目以降の金額は、過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合に適用される金額です。
 ・入院時の食事負担や差額ベッド代などは、自己負担限度額に含まれません。

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ 高額療養費の振込口座の登録はお済みですか?

後期高齢者医療被保険者が自分で負担する医療費には、1カ月ごとに上限額が決められています。そのため、月の医療費が高額になったとき、上限額を超えた分が戻ってくる場合があります。これを高額療養費制度と言います。

高額療養費の支給を受けるためには、振込先の口座登録が必要です。一度、口座登録をすると、次回から高額療養費が発生した際に自動的に登録口座に振り込まれるので便利です。

8月下旬に県広域連合から口座登録勧奨通知が送付されますので、届いた人はお手続きください。代理人でも手続きはできます。

■勧奨通知が送付される人

高額療養費の支給見込みがあり、口座未登録の人
 ※高額療養費が発生していない人や口座登録済みの人には送付されません。

■支給対象者

原則、後期高齢者医療被保険者本人です。本人以外が支給を受ける場合は、申請書の委任欄に記入が必要です。事前にご連絡ください。

■申請手続き場所 役場1階 町民生活課

■申請手続きに必要なもの

- 被保険者本人が申請する場合
 - ①顔写真付き本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)1点、顔写真付きのものを準備できない場合は、公的機関が発行している証書(被保険者証や診察券等)2点
 - ②登録する口座の通帳
- 代理人が申請する場合
 - ①と②の写しに加えて、③代理人の本人確認書類(顔写真の有無は①と同じ)

■その他

勧奨通知送付者以外も口座登録状況の確認や事前登録はできますので、お問い合わせください。

■問い合わせ先

町民生活課 国保年金係 ☎(62) 2 1 1 4